

平成29年度第6回協働支援会議

平成29年9月8日（金）午前9時30分

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、
吉村委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 今から第6回の協働支援会議を開始いたします。定足数は大丈夫ですので、事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

事務局 配付資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1、新支援制度助成額について、A4横長ホッチキスどめのものです。

続きまして、資料2、新支援制度申請における検討事項について。

資料3、審査における事業課のかかわり方について。

資料4、審査基準の改正について。

資料5、申請用紙の検討について。

資料6が6種類ございます。資料6-1、単独事業申請書（案）。

資料6-2、事業提案企画書（案）。

資料6-3、協働事業計画書（案）。

資料6-4、工程表（案）。

資料6-5、収支予算書（案）。

資料6-6、団体の概要書（案）。

それから、資料7が協働事業評価方法について。

それから、参考資料といたしまして、こちらホッチキスどめになっています平成29年度協働事業の検証及び評価の実施方法について。

その他、配付資料のほうに記載がないのですけれども、今週の日曜日のご通知のほうをお配りしております。

資料のほうは大丈夫でしょうか。

久塚座長 大丈夫ですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、毎回資料をたくさん用意してもらっているのですが、きょうは一つ目は新しい支援制度の検討ということで、前回上限率や額の変動について、ちょっとわかりにくいというようなご指摘もあったことを踏まえて、もう一度整理しながら定義し、結論を得ていきたいと思います。では、事務局、お願いします。

事務局 資料1のほうをご説明させていただきます。次第のほうは①の新支援制度助成額についてというところになります。

先ほど座長のほうからありましたとおり、前回の支援会議の際に2年目以降の助成額などが見えにくいというご意見をいただきましたので、資料1のほうにまとめさせていただきました。

資料1の上のほうに単独事業の検討事項というふうに網かけになっておりますが、こちらが後ほどご検討いただきたい事項となっております。

そのほかのところについて簡単にご説明させていただきます。(2)の区との協働事業について、助成上限額が1年目300万円、2年目が200万円、3年目が150万円。助成率につきましては、それぞれ助成対象事業費の4分の3、3分の2、2分の1と段階的に下げるような形になっております。こちらの制度につきましては基本的に継続した3年間の助成を想定しております。

続きまして、2番目の年度別推移予測というふうにあります。こちらのほうにつきましては、この単独事業と区との協働事業につきまして、協働推進基金を原資として助成していくような形になっておりますので、それぞれ予算総額や採択数などを一覧化して見えるような資料として作成させていただきました。

30年度のほうにつきましては、単独事業のほうが予算総額200万円、助成数につきましては目標4事業としてありますが、こちらは区としての目標200万円予算総額がありまして、助成上限額が50万円となっておりますので割る4したような形で目標を4事業として設定させていただいておりますが、助成団体数について予算総額内で特に制限はなく、こちらにつきましては今までのNPO活動資金助成と同じような形を想定しております。

区との協働事業につきましては、30年度予算総額ゼロ円とありますが、こちらにつき

ましては採択年度の翌年度から実施することを想定しておりますので、30年度につきましては採択した事業について31年度から実施するような形になっておりますので、予算としましては31年度、翌年度から発生するような形となっております。

採択数につきましては、最大2事業として設定させていただいております。実施事業数につきましては、今申し上げましたとおり31年度から実際に事業が走り出すということで31年度2事業、毎年2事業ずつ採択するような形になると4事業、6事業と最大6事業のような形になるように想定しております。

最後に、協働推進基金の推移につきましては、29年度末の基金現在高が1,170万円程度となる見込みとなっております。積立額としまして、こちらにつきましては区との協働事業の金額を積み立てるような形を想定しております。

積立額につきましては、前年度区との協働事業実施前年度にその金額を積み立てるような形を今現在想定しております。取崩額につきましては、30年度は単独事業の200万円の分のみ取り崩すような形になりますので、マイナス200万円という形になります。基金残高としましては差し引き1,570万円程度になるような形になっております。

以降31年度、32年度と事業のほうを実施していきたいと思っておりますが、区の実行計画が32年度、3年間、3年間、4年間が期間となっておりますので、32年度と33年度の間にはちょっと線を引かせていただいております。

また、基金残高の残高に応じて助成額等は検討していただければと考えております。

続きまして、冒頭にもご説明させていただきましたが、単独事業の2年目以降の助成率についてご検討いただきたいと思っております。

これまでのご議論の中で助成上限額につきましては1年目、こちら括弧1回目と書いてありますが、こちら区との協働事業との違いとしまして継続した3年間ではなく、同一事業に対しての助成の回数というものを想定しておりますので、この継続した年度でも構いませんし、同一事業に対しての助成回数というものを想定しております。ですので、括弧回目というふうな形をとらせていただいております。助成上限額の1回目につきましては50万円というふうな形で設定させていただきました。

助成率につきましては助成対象事業費の3分の2、2年目、2回目以降は2分の1というところで、こちらのほうまでは決定していただいたところになっております。

本日もご検討いただきたいところとしましては、検討事項というふうにさせていただいております。こちらのほうが資料の2枚目になっております。検討事項としまして四角の

枠組みで書いてありますとおり2年目以降の助成上限額を幾らにするかというところになっております。

条件としましてこちらパターン分けでそれぞれ分けさせていただいておりますが、まずパターン②の場合をちょっとごらんいただければと思うのですが、1年目のほうがこちら事業総額100万円のうち助成対象事業費が90万円。対象外事業費が10万円の状況を想定しております。こちらにつきましては助成1年目の上限額が50万円、助成率が3分の2となっております、助成率だけで見ますと60万円まで助成できるような助成上限額になるのですが、上限額が50万円になっておりますので、どちらか低いほうという形になっておりますので、助成上限額は50万円というふうな形になっております。残りの50万円につきましては自己負担というような形になっております。

2年目事業のほうにつきましては、ご検討いただきたいところとしまして助成上限額になっております。パターン①、②のほうは助成上限額が50万円、パターン③のほうは助成上限額が25万円というふうな形で分けさせていただきました。

仮にパターン②の場合ですと、こちらのほうは1年目と同じ規模で助成対象事業費が90万円、対象外事業費が10万円、総額100万円の事業を想定している場合、こちらのほうにつきましては助成上限額50万円という設定があるのですが、助成率、助成対象事業費の2分の1まで助成するというところになりますと、こちらのほうが45万円まで助成できるような形になっておりますので、助成できる上限額としましては45万円まで助成できるような形になっております。

パターン②の場合ですと仮に助成対象事業費が1年目より割合としてふえて、こちらのほうは100万円助成対象事業費の費用を入れた場合、助成上限額が50万円、助成率が2分の1ですので50万円ですので、助成できる額としては50万円というふうな形になっております。

こちらのほうが1年目と比較して助成率が3分の2から2分の1に下がっているにもかかわらず、助成額としましてはこういうふうな額、50万円助成できるような形になっております。

パターン③としましては、仮にパターン②の場合ですと1年目の助成額が50万円より低い場合に、2年目のほうが1年目より助成額がふえるというような場合も想定されております。

続きまして、パターン③のところだと助成上限額が25万円というふうに仮に設定さ

せていただきまして、助成率のほうを2分の1、こちらは変わりませんので助成対象事業費がこちらの場合ですと助成率で計算しますと50万円なのですけれども、上限額が25万円なので25万円まで助成できるような形になっております。

ちょっと複雑にはなってしまったのですけれども、2年目以降に1年目より助成率が下がっているにもかかわらず助成額がふえるのはちょっと制度としていかがなものなのかなというところと、区との協働事業のほうは2年目、3年目と助成上限額が下がっているというところで、同一の制度として引き続き整合性をふまえてご検討いただければと考えております。

また、助成上限額を仮に25万円として設定した場合、自己負担がかなり大きい金額になってしまいますので、実施できる団体、規模ですとか助成事業の規模というところもある程度制限がかかってきてしまうと思いますので、その辺のところも課題が残っております。

久塚座長 要は、その単独事業といわゆる区が実施している協働提案型のものですが、二つ並行して走っていたという流れがあります。そういうことからいうと、あまり単独事業のほうに厳しい金額を設けるということをせずはどうこの手を伸ばしていくのか。市民団体に伸ばしていくのかというような価値観も入ってくるわけです。

そういう意味で言うと率と額というのを具体的にどういうものとして考えようかという話になってきて、50%、パターン、2枚目のパターン①と②で言うと金額は違いますけれども、同じく50%ということでは一緒に、助成対象事業90万だから45万、100万だから50万という、この5万円の差というのは助成対象事業費というのが幾らかという。

もっと膨らめば50%というのはパーセントでは膨らみますけれども、上限額50万で切るということで50万でひっかかってしまった、パーセントは下がりますけれども。右側のところ、パターン③は例えば25万というふうにならないうちちょっと低いのですけれども、そうしますと自己負担額が多くなって2回目、3回目をするためにはかなりの自力を持っていないと難しいかなというような中でわかりやすいパターンを三つつくっていただいて説明をしてもらったのです。

私はどっちでも説明が効くので、皆さん方がこの協働事業ということを考えて、単独事業と提案型のものが並行して走る中でこれをどう考えるかということをお話していただければと思います。

きょうは結論を出したいというふうに思いますので検討事項、網かけになったところを率のまんまいって、額はその率から出てきたもの、多少1年目からふえるようなことが発生しても率のところでもいいじゃないかという話でいくのかどうなのかということです。

宇都木委員 応募してこなくなってしまうのではないの、最後の3年目あたり自己負担が多くなったら。3年計画でやろうという事業にはならない、これは自己負担が多くなってしまうと。

久塚座長 これは別に1年でもいいのです、1回でも。2回目、3回目と当然続けてやりたいと思っている方たちがいたら、2回目のときはやめておこうとか、3回目はやめておこうという話になるのか、新宿区としては継続性を持ってこういう単独事業という名前をつけたもの、小規模なものとか、その継続性を持たせようということであれば、1年目だけではなくて継続するようなふうに水を流したほうがいいのかなどは思います。

だから、もちろん今、宇都木さんがおっしゃったように制度のことをよくわかっている団体の方がこれを見て、一番右みたいなことを考えたら用心するかもしれないけれども、1年目だけはいいじゃんとかくるかもしれないです、1回目だけは。

宇都木委員 趣旨が、だからできるだけいい事業なら2回目もやりたいという趣旨で、そういうことを念頭に置いて2回、3回やりたいという趣旨と、これは3回目はもうやめようということになってしまうから。自己、それだけの1年目、2年目で生産的になって、それであまり3年目は助成に頼らなくても事業自身が相当いい成績が上げられる、単独事業で上げられるというところは別だよ。でないと助成金頼りになったら、ちょっと事業の実施はしぼんでしまう、やらないということになってしまう。

だから、せっかくつくった制度がそういうことでいいのか、どうかというのは少し議論が出るのではないかな。

吉村委員 逆に団体が幾つかいろんな事業をしていますよね。それで、その1年目は例えばAの事業について申請して、2年目はまた別の事業で申請したときは1回目になるのですか、2回目になるのですか。

事務局 事業助成になっていますので、事業の回もまた1回目になります。

久塚座長 今までのやり方も名前を書いて出てきているのでというのが結構ありまして、その金額が30とか小さいところからスタートしたので、とにかく積極的に手を挙げてくださるところをすくい上げようという考え方だったのです。

関口委員 すみません。これ、多分助成対象事業費のフレームを今のままいくか、変え

るかでちょっと私が、自分が出す側だとだいぶ変わってくるのですけれども、基本的にはこの助成対象事業費のフレームというのは現行のままいくとすると、常勤職員を持っている団体からすれば、あまり障がいにはならないものの、最低賃金も958円になって、50万円で25万ということだと1人8時間で雇ったら8,000円、もう大体1万円ぐらいかかってしまうということになる。いいのですけれども、相当運営が25万で上限で決められてしまうと相当苦しいと思います。

久塚座長 いや、だから、結論的に言うとパターン③みたいな形のこの設定がされると、これが25万なのか、35万なのかは別として、そういうことが発生する可能性があるという発言ですよ。

その意味では率だけでそのままいって、要するに助成対象事業費というのが膨らんでくると、率で50%というのは例えばそこが200万だったら100万になるわけではないですか、2分の1で。その場合は50で縛るという形のほうがいいのかなという。

関口委員 あとこれまでNPO法人縛りがあったからある程度それなりに一応NPO法人をつくる時は予算書とかをつけなければいけないので、そういう経験がある方が多かったのですけれども、今回一般社団とか任意団体にも開放するので、そういう方々は別に予算書とか要らないのです、つくるときに。

ただ、これまでどおりのクオリティーの方が来るとも限らないので、あまり複雑な計算を求めてしまうと何かそもそも事務局の方が、いや、これはちょっと超過していますよとかそういう補正とかの対応が大変になってしまうのではないかと思うので、なるべくシンプルにだれでもわかる制度にしておいたほうが、特に単独事業のほうは良いかなと思いました。

宇都木委員 3年目にこういう活動資金を3年やるというところは、これはなくなると思う。応募しなくなると思う、大体団体がそんな意味なく明快になる問題ではないから。

久塚座長 1年目が3分の2で50万で2年目から、2回目からは2分の1、2分の1とやった結果、3分の2という縛りの中で50万にとどまっていたのが、2分の1にしても同じ金額になるというのをどう見るかということなのですけれども、これは2分の1というものを持っていれば助成対象事業が膨らんだり縮んだり、そこが例えば対象事業費を50万だったらその2分の1という縛りで、別にそれで50万出すわけではないのでいいのではないかと思うのですけれども。

関口委員 基本的には助成事業費が多くなるということは、つまり一般的に考えれば規

模が大きくなっていくわけですから。それは別に歓迎すべきことで、とはいえその上限なしでやってしまったらほかの団体も困ってしまうわけだから、ある程度計画的に多くの団体にチャンスを与えるためにも1団体あたりは50万というのは理にかなっていると思うのですけれども。

久塚座長 うん、率を下げた活動で縛りは入っているのだよね。そう言われると幾らでも何か変だなというのが出てくるので。

伊藤委員 総額が200万となっていて、でもこのプランでは4事業をとりあえずは取り上げるといような形になっている。ここをとりあえずは4事業と決定してしまうのか、ぐらいとするのか。4事業とした場合にこの1団体がどえらく膨らむということがなくなってくるのだ。

久塚座長 事務局、今の発言だと、このままで要件をとってのところは50万と2分の1以上のことは入れないという要件が多いのですけれども、それで大丈夫ですか。

事務局 はい。

久塚座長 2分の1と50万ということを3分の2から下がるときに、将来想定される金額について検討した結果、この縛りで十分目的が達成できるという判断をしたということとでよろしいのではないかと思いますけれども、よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 はい。では、①はそれで。今度はもうちょっと長いのがあります。では、続けてお願いします。

事務局 それでは、次第のほうの②の申請における検討事項についてというところに入らせていただきます。資料のほうは資料2のほうをごらんください。A3の横長のものになります。

こちらにつきましては、前回の支援会議のところにあたりますけれども、申請時のスケジュールについて、単独事業と区の協働事業を別日程で行うことと、広報等の掲載については事業の一体性が見えるようにとのご意見をいただきまして、そのように決定させていただきました。

本日は大きく申請時に検討が必要なことについてご説明させていただいた後、個別の検討事項について協議いただければと考えております。まず審査スケジュールのほうの確認になりますが、左側の単独事業のほうは基本的にNPO活動資金助成に準じたスケジュールとなっております。

4月上旬に受付を開始しまして一次審査、こちらを5月上旬ぐらい、二次審査のほうを5月の下旬ぐらいを予定しておりまして、6月上旬ごろには助成団体が決定するようなスケジュールとなっております。

続きまして、右側の区との協働事業ですが、こちらにつきましては基本的に協働事業提案制度に準じたスケジュールとなっております。提案制度につきましては今年度実施していないため、簡単に流れについて確認させていただきたいと思います。

まず、4月に区からの課題提起募集とありますが、こちらにつきましては説明でもさせていただきましてとおり、あらかじめ各部署で抱えている課題で協働で解決できるものを聴取しまして、募集要項に反映させているようなものです。

あらかじめ課題マッチングのしやすさや、課題の速やかな解決にもつながっていくことが期待できます。

次に、5月の事前説明会を経て、下旬ごろから申請期間をおよそ1カ月程度設ける予定となっております。単独事業との申請期間の違いにつきましては、協働事業のほうが事前に区の課題を確認したり、担当課へ相談に行ったりと時間を要することが想定されているため、やや長い期間を想定しています。

続きまして、申請を締め切った後に事前ヒアリングシートを提案があった事業や関連すると想定される区の部長へ作成を依頼します。こちらにつきましては事前相談の有無ですとか法令上の問題の有無などの問題点についてご確認いただくような書類となっております。こちらにつきましては作成後、委員の皆様へ送付しまして、審査の参考資料として活用させていただいております。

次に、一次審査は書類審査で7月下旬ごろに実施しまして、通過団体と事業課によるヒアリングを実施してから事業課は意見書を作成します。こちらにつきましては、事前ヒアリングシートと同様に担当課が提案事業に対する評価ですとか意見をお伝えするようなものとなっております。こちらにつきましても審査の参考資料として活用をいただいております。

その後、9月上旬の二次審査と最終審査を経まして団体が決定するような流れとなっております。決定団体につきましては、翌年度の実施に向けて担当課と協議していただきまして事業を詰めていくような形となっております。

ここまでスケジュールのほうの振り返りも含めてご説明させていただきましたが、新支援制度につきましても基本的には協働事業提案制度と同様のスケジュールのほうを考えて

おりまして、大きく変更する必要はないというふうに考えております。

その中で改めてご検討いただきたい事項としまして、下段の2の検討事項というところで(1)から(3)で上げさせていただきました。個別の検討事項につきましては、この後の資料で詳細のほうをご説明させていただきましてご検討いただきたいと考えておりますので、簡単に資料2を用いましてご説明させていただきます。

まず、(1)の事業課とのかかわりについてというところですが、こちらにつきましては、先ほど申しあげました事前ヒアリングシートと担当課の意見書というものがやや項目が類似しているような形になっているように見受けられまして、また審査における位置づけというものがやや不明確になっているかなというふうに考えております。

また、担当課の意見に対して提案団体のほうが提案書を補正する機会というものが今のところではないような形になっておりまして、提案団体の提案があくまでもベースになったような形になっているところが課題と考えております。

続きまして、(2)の審査基準についてというところですが、こちらのほうは新しく新支援制度になるにあたって、こちらの目的に即した審査基準等になっていくことが必要になると思います。

また、単独事業と区との協働事業の一体性についても確保していくことが必要なことと思います。合わせて不要な項目ですとか類似するような項目というものも整理統合するなり検討していきたいというふうに考えております。

最後に、(3)の申請書類についてとありますが、こちらについては基本的に審査基準に付随するような流れとなっておりますが、審査基準に即した申請書類の見直し、単独事業と区との協働事業の一体性の確保。そして、申請書につきましては、やはり書きやすくわかりやすい申請書というものが求められるかと思っておりますので、そのような視点も踏まえて検討していただきたいというふうに考えております。

以上、簡単に資料2のほうをご説明させていただきました。

久塚座長 それでは、個別に順次資料3を使ったり、4を使ったりしてもうちょっと詳しい説明。ちょっと私もついていくのがようやくなのですけれども、細かい、特に最初のところですか、入っていきますので、その都度説明の途中でもいいですか。説明の仕方自体について、今のところわかりにくかったら手を挙げてもらってよろしいですか。

では進めてください。

事務局 では、個別の検討事項のほうに移らせていただきたいと思っております。まず、資料

のほうの3番のほうをごらんください。こちらにつきましては、審査における事業課のかかり方についてというような資料になっております。

先ほど資料2のほうでもご説明させていただきましたとおり事前ヒアリングシートや担当課の意見書について、項目が類似しているということで示させていただきました。こちらの部分につきましては、ちょっと矢印が見えにくくなってしまっているのですが、ニーズ性ですとか、団体の企画力ですとか、計画の実現性というものがやや項目として似ているような項目が重複して担当課に確認するような形になっておりまして、この辺のところを整理できないかなというふうに考えております。

また、事前ヒアリングシートの7番と10番につきましては、網かけになっておりますけれども、こちらにつきましては採択要件にやや近いような内容となっているため、ほかの項目と同列とすることは適切ではないというふうに書いておりますが、事業課に直接確認するような内容ではないのかなというふうに考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして2枚目のほうに続きます。(2)の事前ヒアリングシートと意見書の審査における位置づけが不明確と入れさせていただいておりますが、こちらのほうの事前ヒアリングシートや意見書について、一次審査や二次審査の参考資料としてご活用いただいているところではあります。直接審査の審査項目に影響するような項目というものが今現在ないような形になっておりまして、やや審査における位置づけというものが不明確になっているかなというふうに思っております。

意見書のところで評価、実施することが難しいというふうになっている事業につきましても、結果として採択されるような可能性はあるというふうに課題として指摘させていただきました。

続きまして、(3)の提案事業を補正する機会が不足というふうになっておりますが、こちらにつきましては、担当課が意見書を作成するのは申請期間中のため、意見書に記載した意見が団体の提案に反映される機会がないというふうにさせていただきました。

意見書に記載した内容を担当課が課題としてこういうふうにしたほうがいいのか、こういう提案に課題があるというふうに意見書には記載した内容が、実際には主に提案事業というものに反映されることはなく、あくまでも団体が当初提案した内容が審査されて採択されるような形になっておりまして、その辺の事業課のかかり方というところがやや弱いというか、不明確になっているのかなというふうに課題として考えております。

それらの課題を踏まえまして2番の検討案というふうに記載させていただいております

が、こちらが事務局のほうで案1と案2というふうに課題に対して検討案を示させていただきました。

案1のほうが事前ヒアリングシートと意見書の項目を整理。こちらは案2も同様になっておりますが、項目を整理しまして意見書の評価というものを審査項目に追加するような案になっております。また、意見書に記載した内容というものは、担当課の実施における課題ですとか問題点になっておりますので、その辺の評価が低いものにつきましては、審査から除外するような要件としてもいいのかというふうに考えております。

こちらのメリットとしましては、審査における意見書の位置づけが明確になることがメリットとして記載される一方、デメリットとしまして意見書の位置づけが強化されることに伴いまして採択が難しいような事業がふえることも可能性として懸念されていると思います。

続きまして、案2のほうなのですけれども、事前ヒアリングシートと意見書の項目を整理し、担当課が提案内容を補正する機会を提供するというような流れになっております。こちらはちょっと審査の流れをやや変えるような流れになっているのですけれども、現行のところのスケジュールをちょっとご確認いただければと思うのですけれども、提案があってから担当課のほうで事前ヒアリングシートを作成しまして一次審査、それで担当課と事前協議、事前協議した内容を踏まえて担当課が意見書を作成して、それらを参考にして二次審査というような流れになっております。

案2の検討案としまして提示させていただいたものが、一次審査までの流れは変わらないのですけれども、担当課と事前協議を踏まえて意見書を作成して、意見書の内容を踏まえまして提案団体は提案書を修正する機会を与えるような流れになっております。提案書を修正した後、再提出していただきまして、その後二次審査に臨んでいただくような形になっております。

こちらのほうのメリットとしましては、提案内容の事業課のかかわりが強化することにつながりまして、担当課の意見というものを踏まえた提案にあらかじめすることができるものというふうに考えております。デメリットとしましては、一つの担当課などに集中した場合、当初の担当課の負担軽減というところをちょっと趣旨としてそぐわなくなってくる可能性も懸念されているところです。

効果としましては、書類の整理・統合というものは、この機会にさせていただければというふうに考えておりますが、担当課の審査へのかかわりというものを当初の提案の段階

から強化することで、当初からよりよい協働の形になるのかなというふうに考えておりました。このような検討案を示させていただきました。

久塚座長 この案の2なのですけれども、ここで決めて案の2をとりましたと言ったときに新宿区の中で嫌だと言われませんか。何かやったらいいかと、やったいいかという、ここです承するわけだ。それで、これを進めますになったときに負担につながる。それをここで決めてしまって、ということに気にしていますけれども。

宇都木委員 ちょっと関連なのだけれども、これでいくと事実上の審査になってしまうのだ、担当課の意見書というのは。これが担当課としてはこの提案ではできませんと、これは無理ですと言ったけれども、それはもう担当課の評価がどこかで出るわけでしょう、それは担当課の意見として。これはもう少しはっきりさせろということでしょう、担当課の主体的な、担当課が提案を受けて実施する場合の課題・問題点というのを明らかにして、したがってこれはできないとか、これはできるとか結論がある意味では出してしまおうわけだ、担当課が。

そうするとそこで事実上の審査が行われて、チェックが行われて、それが通ったやつがここに出てくるということになると、もう第一次審査みたいなものはもうなくなってしまって、あとはいいか、悪いかという判断なのだ、この委員会は。そういうことになるのか、それともそれは単に参考程度にしておくのかというのと。

というのと、ここで資料2の検討事項の中の担当課の意見書の項目の審査における位置づけが不明確ということになるのです。ここは、私もそう思って担当課の意見書というものは一体どんな扱いにしたらいのかと思っていて、担当課がだめだと言ったって委員会がいいと言ったらそれは通ってしまうというのは、そうするとどこかに齟齬が最後は起きるのではないかというふうに思っていたのだけれども、今まではあまりないみたいなのだったらいけれども、だからそのところをある程度担当課としてはこれを実施する前にこれが問題点、これが課題、できるとかという何か一定の方向性というものを出すということにしたほうがいいというのがこの提案でしょう、提案は。

だから、それでそういうことに審査の仕方を少しこれまでよりも担当課の意見を重んじたものにするかどうかということだ。

及川委員 担当課の意見は今まで以上に入れたほうがいいのかと思いますけれども、事業は受けると思いますし、最初にあそこのところを後々担当課のほうから活用法を出していただいて、もし仮にできそうにないというものだったとしても、その意見を前

に改めていただいて、それを参考として二次審査を行うということで進めたほうが、後々事業をする中でスムーズに進むのではないかと思うのですけれども。

衣川委員 今までその担当課の意見をそのまま審査に加えるのではなくて、担当課の意見を参考にしながらこの審査会でやるというふうにやってきたのをいい意味でずっととらえてきたと思うのですけれども、それを2枚目の3行目に書いてあります事業課が実施することが難しい事業も採択される可能性がある。これは斬新な事業であっても、こちらの審査会でやったほうがいいと思ったら一応事業課にやってもらったほうがいいのではないかなというように形で選んできたというふうに思います。

ただ、確かに位置づけが不明確であるし、そのものをその後実施する事業に反映する機会がないというのはもったいないことだと思うので、私は検討案の案2の形で、一次審査と二次審査の間に団体が提案書を修正する機会を設けてあげる。そのために担当課の意見を反映するということができたらいいかなというふうに思います。

スケジュール的に厳しいのであればどこか、一次審査と二次審査の間にもう少しちょっと期間を設けるようにすればそれは不可能ではないのかなと。担当課が実施するのは難しいと言ったら採択をしないというふうになってしまうと、先ほど宇都木さんがおっしゃられたようにこの審査会の意味は何なのだろうということになってしまうので、行政の意見を参考にしつつ、やはりそれを私たちが判断して、選んで、選んだ中でやはり実施するのが難しいということであれば、二次審査に向けて提案書をもう一度書き直していただくという、この案2の形が一番いいかなというふうに思います。

担当課の期待につながるかもしれないのですけれども、そのあたり一次審査の終わった後ですので、少しはできるかということも考えられると思います。

久塚座長 2枚目の事業課が実施することが難しい事業の採択される可能性があるという文章ですけれども、これは読みようがあって、二つぐらいの読み方ができて、一つは事業課が嫌だと言ったらそんなのでも採決される可能性があるというような見方もできるのだけれども、もう一つは委員会として取りこぼしというか、気がつかなければいけないことを気がつかないで採択みたいなどのリスクを常に抱えているということの中身だろうなということもあったのです。

大体目配りをされていて法令上これは県がやることだとか、国がやることだとなっているので、県だったらある程度できることがありますけれども、区としてカバーできるようなことではないような危険性が出てきたときに委員会が、これはいいじゃないかと言って、

事務局も気がつかなかったところを事業課がとても見当たらないとか、無理してもこれは法令上無理だというようなことが出てきてしまうと、これ目も当てられないのでということまで中に入っていると思うのです。

そういう意味では事業課、担当することになるであろう事業課が中に入ってくる入り方というのをどういう位置づけをしようかとなると、多分案の2のほうのことなのだけれども、そこの気にかかっているのは提案書、再提出というのが気にかかっている、それを提出という言葉に変えることができれば、事前の手續をもうちょっと密にしているようにして、やり直しではなくてそこで提出というのはいけないものかなと。

宇都木委員 原則はこの協働事業を実施するのに責任は行政なのです。だから、行政が責任を持ってやれる事業にするためにどういうふうな手續で、どういう内容につくっていったほうがいいのかということは、それは担当課で考えると思うのです。

だから、提案がこういうことで提案があったときに事前打ち合わせをしっかりとやって、そこで提案する内容を固めて、それで提案してもらおうということのほうが、ここで何か担当課が第一次審査をやってしまうみたいな話にはならないので、そのところをそういうやり方をしてほしいと。

久塚座長 今までよくやっていたけれども、さらにちゃんと重ねていただいて、それで案が出てくる。そして、それが二次審査にかかるということではないのですか。

宇都木委員 いや、二次審査というよりも第一次で審査に提案する段階なら。提案する段階からもう事前打ち合わせをきちんとやってもらって、もうこれなら事業課も責任を持ってやります。それから、提案団体もこれなら大丈夫ですと、協働事業として私たちも責任を持ってやりますというところにあらかじめ詰めてもらうというのは、事前にそれをやってもらうというのが私は大事、そっちのほうがいいのではないかと思うのだけれども。

関口委員 これの一つのメリットは、どうしようもない提案はまず一次でさばくと。ただ、芽が出そうなものについては、担当課さん、手間ですけれどもその意見書は今までどおり書いてください。皆さんがかけてくれた手間をちゃんと提案に生かすためにも、提案団体にもう1回考え直させる機会を与えますので、提案団体さん、こういう担当課さんの意見だから、こういう意見が出ているけれどもどうなのと、それでもぶつちぎる、当初の計画どおりぶつちぎるというのならそれをもとに審査すればいいし、ああ、なるほど、そういうことですか、気づかない点がいっぱいありました。では、私たちも改めてこういう担当課さんの意見を受けて提案を直しますと、これをお願いしますということです。

久塚座長 そのときに関口さんが言ったけれども、せっかくそこまでやるのだったら担当課の意見というよりも、担当課の意見を踏まえてこの委員会が出してきた事業団体のほうに意見として伝えるというのが正しいのではないの？

担当課が言ったからそうこうやってしまうと、担当課リードでここを通る案をつくるみたいな話になってしまうので、この委員会はやっぱり手続としてはそこまでやるのだったら、担当課が出てきてそうになったのだけれどもということをこの事務局と私たちが伝えて、それでどうするのですかということで出してきたものをこちらは判断するのが丁寧じゃないの？

関口委員 だから、もっと突き詰めていくとほかの自治体ではもう協働提案というところにさせるという手もあるのです。もうだって協働事業なのでしょう。あなたたち、二つとも事業主体で責任を負うのであれば、その団体と区の提案ということで両者の判を押したものを出して、それをこっちでさばきますというところもあるのです。

だけど、新宿区さんは今までの伝統として、一つはやっぱりNPOというか、提案団体の主体性を重視するというほうで伝統があるのでこういうフレームになっているので、それを今さらひっくり返すというのは非常に大変なことですから、私もこの流れでおおむねいいと思うのですけれども。

久塚座長 では、基本的には案2に近いようなご意見が強いですかね。

関口委員 ですかね。

及川委員 及川ですけれども、数がふえたりした場合に担当課の負担はやっぱり多くなるという懸念も大いにあると思うのです、書かれているように。だと思うのですが、その担当課が意見を出す、ヒアリングに当たってのここまでの判断をしてくださいという位置づけを先にこちらのほうで提示して、それ以上の判断をしてここはもうできませんと言われてしまうと、確かにこの委員会の意味はなくなってしまうので、また板にのせる前のここまでの判断をしてくださいというのをある程度の明文化した文章なり何なりで先に出してあげて、こういう点をちょっとチェックしてくださいという紙を渡して、どの課に行くように、事業が振り分けられるとしても、それを見て簡単にチェックができるように。

久塚座長 そうしたら、ああ、わかった。今までのやり方でちょっと委員の方たちの中で理解というか、行き届いていないところがあるのだと思う。実際には何度も何度もやっているのだ、ここで。

だから、それを実務としてそれをやっているのだけれども、審査ということ、今まで

のとおりにやっていると判断基準が、判断するのがどこで何について判断したというのが、意見書を含めて重なっているところがあったり、どの項目を聞いてどういうふうにして結論が出たのかというのがわかりにくくて、何となくぼやんとなって結論が出ている。

そういうことがあるので判断というのがだれがどの時点でどういう項目でどう判断したのかでこういう結論になりましたということをおお程度明確にできるような手続をつくっておこうということだと思っております。

ですから、紙でそういうふうな質問をして、ここはどうなのですかというようなことを紙に出しているかどうかは別として、事務局と担当のところは常にやりとりをやっているということです。

及川委員 なので、それをなるべくシンプルになるのをアンケートでいきたいと思いますという位置づけができていたのがまだ負担なのかなと。またはこっちで検討しますというような。

久塚座長 だから、結局デメリットのところでは書かれた事柄というのは、ここが心配することなのかどうかかわからないですけども、こういうことはもしこういう方法でいくと、この委員会で決めたとする、あとは手続的にはそれぞれの可能性があるというか、庁内全体でこういうことが決まりましたということをお承をとる手続をするわけですか。

地域コミュニティ課長 いわゆる庁内に対してきちんと制度の説明会を開くので、そこではこういう手続でお願いしたいというところはしっかり説明します。

久塚座長 はい、ではその手続を経れば、持ってこられたところはしてくださいという話になる。

宇都木委員 それに伴ってそれを協働で、これを協働事業でやりたいと言う機会が、提起があって、それに私たちも一緒にやりたいと言って団体が応募してきて、我々のやり方はこういう方法でこうやってやります、大丈夫です。何かいきなりやるみたいな話ではないのだ。

だからそれを実現するための手法はいろいろあっていいので、その手法をNPOだとか市民団体がいろいろ書いてくるでしょう。だから、それはそれでいいと思うのです。だから、それをやる場合に行政として責任を持って協働事業をやると。行政側の責任としてそういう手法でちょっとこっちの中ではうまくない、ここを修整すればできますよと。そういうことを、事前打ち合わせをやっているわけでしょう、事実やるわけでしょう。

熱心なところは何回も何回もやるけれども、いきなり提案しましょうというところは

体見ればわかるわけです、行政が意見書を出してきたときに。

関口委員 そもそも区の事業として本当に必要な随契でも公募入札でもいいけれども、普通にやればいだけの話ではないですか。あえてこの手間暇かけて協働事業のまな板にのせるといのは、その価値があるからわざわざこのみんな手間暇かけて、この審査をしているということは意義があるからやっているのです。

久塚座長 いろいろ負担があったり何かあったりしても新宿区が決めることなのでやってもらわなければ困るという話でしょう。

だから、逆にここの文章はきついのですけれども、実施することが難しい事業というようなことをこの協働支援会議に期待するのか、ここはそうではなくて新宿区が提案しづらいようなものでも、あるいは実施しづらいようなものでもいいものだというようなことを提案しそうなところを見つけて、岩盤を打ち抜いていくのかという話。

衣川委員 今の議論とちょっと離れるかもしれないのですが、この1枚目に書いていただいたこの項目が類似しているという点なのですけれども、最初に事前ヒアリングシートで聞いた項目をもう1回、重ねて聞く必要があるのだろうかというところをもうちょっと整理して、担当課意見書をもっとシンプルに、2回目に聞くものをもうちょっとシンプルにするということも合わせて考えてみるということです。

久塚座長 衣川さんが今言ったように、矢印を引っ張っているじゃないですか。あれを多分事務局としては整理して、原案のようなことはつくるかどうかは別としても、やろうとしていると思うのです。

もう一つは、今のこの中で課題として出ているのは、きょう結論を出しませんけれども、その委員会での結論というものと、その過程の中にある担当する事業課の意見といいますか、それをこの委員会の判断の中のどこの部分でどう生かすのかというのが、衣川さんが言った1枚目の矢印がダブっているようなところの項目だとか、その部分に反映できれば、その事業課のお考えとか意見というのがどう反映されているのかというのがわかりやすくなって、そしてその先にこの委員会がそれをもとに判断したというのがきれいにでき上がるという形になっているので、それを事務局につくってもらいましょう。

竹井委員 すみません。ちょっとずっとみんな案2のほうでちょっと進んでいて言いづらかったのですけれども、僕、案1派なのです。僕はずっと今までのやり方で結構うまくいっているようなふうに思って、さっき宇都木さんもおっしゃっていたのですけれども、何だかんだうまくいっていたと思っています。

もう1個の側面からいうと、確かにいい制度ではあるのですけれども、僕も入札とか受ける立場の仕事をしているときがあるのですけれども、こんなにやられたら、もう勘弁してくださいよという。もう1回提案書を持っていかなければいけないのですかと。

及川委員 事業者側として。

竹井委員 そう、それこそ何かかなり厳しい制度であって。

久塚座長 そしたらきょうはあれでしょう、案1、2というのをどっちかとするという話ではないのでしょうか。では、ここで一たんストップ。案1についての発言が出たので、やっぱりその発言というのは提案するというか、行政じゃない側から見たときにどう見えるかという話の発言なので、やっぱりそれも加味してもう一遍ということですよ。

まだ次の検討課題の二つ目と三つ目を細かくご存じないので、その二つ目と三つ目をしながら一つ目のところにまた呼び戻す可能性があると思うので、そこに移っても大丈夫ですか、二つ目に。

事務局 はい。

久塚座長 では、いこうか、全体的にまず理解してもらおうというのが。そして自由な意見をもらうということをきょうの到達目標にしましょう。

では、4をお願いします。

事務局 では、次第のほうの審査基準についてという、関連して申請書類というところが関連してくるのですけれども、まず資料4のほうでご説明させていただきたいと思えます。

まず、審査基準につきましては今回の新支援制度の成立に基づきまして、新支援制度の事業目的ですとか、期待する効果に照らしまして、新たに適切な審査基準となっているかご検討をいただきたいと思っております。

2番の検討の視点としまして、こちらにつきましてはアの単独事業と、右側のところが協働事業になっております。

視点としましては、新支援制度の目的でもあります地域課題の解決を目的とした事業となっているか、イの区との協働事業につきましては、新たに補助事業ということに伴いまして自己負担というものが発生してくるため、財源確保に向けた取り組みが図られているかというところも審査の視点として必要になってくるかと考えております。

また、(2)の事業統合による整合性・一体性が確保されているかというふうに記載させていただきました。こちらにつきましては制度の一本化に伴いまして、ある程度審査基準

ですとか様式などが出てきますけれども、一体性ですとか整合性というものを確保していく必要があると考えております。

3番のほうに移る前にこちらの資料4の2枚目のほうに、参考としまして今の現在のNPO活動資金助成の審査基準、それと協働事業提案制度の審査基準を添付しておりますので、こちらもご参考として活用いただければと思っております。

1枚目の審査項目のところに戻らせていただきたいと思います。事務局のほうで新たに審査基準の案としてたたき台のほうを提示させていただきたいと考えております。こちらのほうにつきましては参考、NPO活動資金助成と書いてありますとおり基本的にはNPO活動資金助成の審査項目をもとに作成したような基準となっております。

1番から10番まで審査項目として設けさせていただきました。下の四角の枠組みのほうで単独事業審査基準変更点というふうに記載させていただきまして、現行のNPO活動資金助成との違いというところでご説明させていただきたいと思っております。

まず、地域課題を的確にとらえ、効果が期待できる事業となっているかという、新支援制度の目的に照らした審査基準としまして1番と5番の基準を追加させていただいております。後ほど配点のところにつきましてはご説明させていただきますが、新支援制度の大きな目的でもありますので、10点というふうな評価点というふうに記載させていただいております。

また、2番目ですけれども、その他実行体制の適切さですとか、団体の先駆性や専門性の基準を追加というふうに記載させていただいておりますが、行政だけでは解決できない課題というところもありますので、この辺の基準というところが現行の基準のほうではありませんでしたので、審査基準として明示させていただくような形として考えております。

3番目の配点を調整とありますが、こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたとおり目的に近いところ、あと実行性が高いというところで、そのあたりのところに配点のほうを傾斜配点するような形で配点させていただきました。この配点につきましてはご検討いただければというふうに考えております。

最後のところですけれども、過去に本助成を受けている場合の減点項目を整理、統合しというふうに書かせていただきました。こちらのほうにつきましては継続した事業、2回目、3回目の実績評価が求められる事業につきましては、現行のNPO活動資金助成と2項目、8番と9番、マイナス5点が二つあるのですけれども、こちらのほうの項目を整理

させていただきます。担い手の育成ですとか、団体への助成事業から地域課題の解決に資する事業への助成に転換したことに伴いまして、一つの実績評価の項目を削除させていただきます。

記載のとおり10番のところ。過去に本助成を受けた事業を申請する場合、実施状況が適切であったか、その効果が発揮された事業となっていたかという視点で実績のほうを評価していただくような形を考えております。

単独事業の審査基準につきましてはここまでとなります。

久塚座長 先ほどまでの議論と違って単独事業の項目というのは、これ、いい？このままいこうという意見が多くないですか。何で今までここに気がつかなかったのでしょうか。

単独事業という名前が変わって、そして規模も少し大きくなる可能性があるのも、団体の先駆性や専門性みたいな判断できるようなのを入れたというのは、これは特に後ほど意見がなければ大きく考え方としてはいいのではないかなと、委員長としては思いますけれども。

続けて解説してもらってよろしいですか。

事務局 では、引き続きまして右側の区との協働事業の審査基準の制定を説明させていただきます。こちらのほうは考え方としましては、2枚目の現行の協働事業提案制度のほうの審査基準をごらんいただければと思いますけれども、文言のほうがかなり複雑な文言を使用させていただいておりまして、こちらのほうは手引き等にも記載させていただいているのですけれども、やや申請する側としてはちょっと見えにくいかなというところを考えております。

また、NPO活動資金助成の審査基準と比較しましてもニーズ性ですとか区民満足ですとか事業効果といったところにつきましては、ある程度同じような項目というか、視点が求められているところではありますので、項目として明確な審査基準で、事業の一体性というところを見えやすくしたいと考えておりまして、1枚目の区との協働事業の審査基準のほうは、ある程度単独事業の審査基準と統合するよう、書き方としましても統一するような形で整理させていただきました。

下のほうで、こちらの四角の枠組みで記載してありますが、区との協働事業審査基準変更点としてありますが、制度の整合性・一体性の確保のため、原則として単独事業の審査基準に準じた審査基準とさせていただいております。

また、単独事業と区との協働事業の違いとしまして、4番の協働による手法としまして

課題解決のために、協働による手法が必要であり、かつ相乗効果が期待できる内容となっているかというところで、こちらの審査項目を追加させていただいているような形になっております。

実績評価につきましては、区との協働事業の場合は毎年度事業評価のほうを実施していただくような形になっておりまして、継続した3年間というものを、基本的には3年間まで継続しているような形になっておりますので、審査基準としては削除させていただいております。1番から10番までの審査基準として整理させていただきました。

後ほど出てきますけれども、単独事業のほうも区との協働事業のほうも申請様式の順番に合わせて審査ができるような形でソートさせていただいているような形になっております。

審査基準の案につきましては以上になります。

久塚座長 どちらかといえば区との協働事業のほうについてお出しになるかもしれませんが、大きな狙いとしては1個の協働事業というふうにして、単独とそれから区との協働事業というふうに分けたので、両方がそれぞれ独自性を有しながら関連があるという見え方になるようにということのようです。

関口委員 ちょっといいですか。落ちてしまったものとして運営の公開性及び透明性にすぐれているかというのが落ちてしまっているのですけれども、これはぜひ入れておいていただきたいのです。というも、今回特に単独事業については先ほどから言っているとおりNPO法人縛りが外れるので、任意団体とか一般社団とか全然情報が公開されてない団体も申請してくるのです。そういう人たちが一体そもそもどういう団体なのかとか。

久塚座長 わからないでは困りますよね。

関口委員 というのはもう非常に困るし、協働事業についても同様なので、ちょっとそこを落とされてしまったのは私としてはかなり不本意なので、ぜひそれは復活させていただきたいのと、あと全体的に配点が事業性、事業の部分についてが非常に比重が高くなっていて、組織として大丈夫かというところの配点がかなり削減されてしまっていて、これはちょっと私としてはやや不安で、もうちょっと組織評価の部分を基準として、例えば、基準を変えずに配点で操作するとすると、協働事業の8番の基準を10点にさせていただくとか、あと9番ももっと上げてもいいかなと、10点とかにさせていただくとか、少し3年がかりの制度ですので、少し団体の財務情報とか役員とかちゃんと会員がある程度支えているのかとか、そういったところも少し見られるような基準をちょっと入れていただきたい

いなど。どういう団体が申請してくるかを想定するとちょっと怖いかなと思います。

久塚座長 ちょっとつくってもらうときには、指摘事項としては提案された事業が対象なのだけども、その事業を実施する団体についての評価というのがしやすいような項目を加えてほしいという。

関口委員 そうですね、ちょっとあまりにそれが抜け落ち過ぎてしまっているのかな、基本は事業評価でいいのですけれども。ただ、やっぱりこれまでの経験からしても。

久塚座長 できないのに書いてしまうということは起こり得るから。

関口委員 はい、計画書だけやたら立派というところはありませんから、それはやっぱりそれを言っている団体側がどれだけの実力があるのかなかというのをしっかり。

久塚座長 だから、私たちの委員会としてはそういう書類でも判断できるような委員さんにそろってもらっているので判断しているわけだけども、取りこぼしが起こる可能性がないようにしてほしいという意見ですよ。

関口委員 はい。

事務局 わかりました、ありがとうございます。

久塚座長 指摘事項はそういうことなので、左の表がどうなのか、右の表がどうなのかという指摘が具体的にあったというふうにあまり考えないほうがいいと思う。何番をどうしろという、例えばそういうことですよという指摘なので。

関口委員 では、ちょっといいですか、そこはちょっと私こだわりがあるので。左に関してはだから運営の公開性及び透明性のことは入れてほしいのです。右も入れてほしいのですけれども。

事務局 5点で。

関口委員 まあ、まあ、5点でいいのですけれども、だからそういうのを書かないと情報発信も何もホームページすらつくらずに、もうとにかく任意団体とかに促せないのです、この事業をきっかけとして皆さんもホームページとかフェイスブックのページをつくって情報発信していきましょう、会計報告書をそこにのっけてくださいということを言いやすいのです、そういう基準が入っていると。

及川委員 私もホームページを見て、計上報告を見て審査したりしています。全く更新していないところもありましたし。

久塚座長 そうなのです、もう冬眠状態みたいなのが出てくるので、委員さんが自分で気がついてそれを見てくれるということまではなかなか大変なので、そういうのを評価と

いうときに項目をつくっておくと、自分から入って行って調べるではないですか。

吉村委員 4番の多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立つものというのが一つ独立して、右側でもまたそれが補足されているのですけれども、これを独立させるべきなのかどうかというのはちょっと。要するに例えば6番の効果の中に入れるとか、この事業の目的がその多くの区民に社会貢献活動を促すものであるというところが非常に重要なのであればいいのですけれども、どちらかというとな事業によって区民がその事業目的で恩恵を受けてというところだと思うので、10にするのだったらこの辺を整理するという提案です。

事務局 実はここは事務局としても非常に迷ったところでして、今までこの基準というのは入っていたのです。これを削除するかどうかというところで、補助金として出すのに当たっては1人でも多くの区民の方に恩恵があったほうがいいのではないかとということで今まで出ていたのかなということで残させていただいたのですけれども。

吉村委員 だから、効果の中に幾つかあると思うのです。その中の一つとしてこれがあってもいいと思うのですけれども、こういう単独でなっているわけなので、そこまでの必要があるのかどうかという質問です。

事務局 ちょっと迷いながら残してしまったのですけれども、ぜひご議論いただいて、これはその必要がなければ。

久塚座長 これは結構要望が、こういう効果のところということでよろしいというのと、この言葉というのは今の発言に対していや、いや、ここはこうですよという発言があるかもしれないです。

吉村委員 問題提起のことですか。

久塚座長 はい、以前からずっとあって、区民ニーズも似たような側面があるのですけれども、全国展開やっているようなところを含めて多くの区民、税金を使っているのをそれを啓発に役立つものとなっているかどうかというのを効果評価の1項目として見ていいのではないかと。そこをどうですか、ご意見がある方は。

伊藤委員 今一つ、今のようなことなのではあるけれども、この3番が両方、左も右も入っているのですけれども、実行体制は適切であるか。これは5点の配点があるのだけれども、この実行体制は事業計画の中に入ってしまうものだと思うのだ。だから、要らないのではないかと思うし。事業計画は資金計画から組織の計画から全部入っていくから、この実行体制というのはそこに入ってしまうのだ。ここに別に引っ張り出すこともなかった。

久塚座長 そう言われても何か困るような感じだと思うのです。

吉村委員 何かその中の細かいことを見ると例えば8番と9番も似ていませんか、これ、先生、単独事業の資金という。

伊藤委員 これは見積もりで、今度はそれを見積もりをどうやって確保していくかというところでこれは違うのだ。

関口委員 だから、さっきもちょっと言ったのですけれども、その事業に関するものと実行組織に関するところがやや混在してしまっているのです、そこをもうちょっとこっちは提案された事業だけ評価しているのです。でも、それを実行するのは組織なわけだから、その組織としてどうかというのも、結局その組織がつぶれたら事業は終わりますから、倒産してしまっ。

というところでやっぱり両方必要なのです、評価は。だから、それをもうちょっと私もどっちが何点なのまではちょっと計算していないのですけれども、やや今事業ばかり評価するようになっていて、実行組織である提案団体のほうの内容があまり加味されていないので、事業計画がうまくいったけれども団体が別の事業も当然やっていますから、別の事業でもう波及効果で倒産したとかだと事業も途中で終わってしまう。そういうところをもうちょっと評価したいという話もあります。

伊藤委員 今関口さんが言ったようにそういうふうに分けたときにその項目の中で一番重要なものは10点とか、こうなってくると。ブレイクされても入れなければいけないやつは5点だとか、そういうことを1回考えたらいいかなと思う。

衣川委員 今のことを考えてちょっと事務局にもう1回整理していただくとして、最後の説明を聞きたいなという気がするのですけれどもどうでしょうか。

久塚座長 ああ、いいね。では、最後の申請書類についてのところまでいってしまっいいですか。

事務局 では、よろしいですか。次は申請書類についてというところで、今資料4のところ矢印で申請書②とか書いてありますけれども、これから資料6のほうでちょっと事務局案のたたき台として申請書の案を作成させていただきましたので、その項目とリンクするような形になっておりますので、ちょっと時間的にお見せできるかちょっとわからないのですけれども、まず資料5のほうで大枠のほうを説明させていただきます。

申請様式の検討についてというところで、こちらにつきましても新しく新支援制度になりまして見直しのほうをさせていただきたいと考えております。見直しの視点としまし

て審査基準を踏まえて、適切な事業の選定に結びつく様式となっているか。②番のところと、ちょっとこちらのほう特に意識させていただいたのですけれども、申請様式の明確でわかりやすい様式となっているか。③番のところの必要な書類に漏れはないか。④番のところの事業の一体性・整合性は確保されているかというような視点で検討させていただきました。

2番の検討案のところですが、こちらも左側のほうが単独事業、右のほうが区との協働事業のほうとなっております。まず、必要書類のところでご説明させていただきます。単独事業につきましては、基本的にNPO活動資金助成に準じた制度となっております、右側の単独事業の①番から⑩番まで基本的に必要な書類として考えております。NPO活動資金助成との違いとしましては、一つはNPO活動資金助成の申請要件としてというのは登録NPOという条件がありましたので、区の登録NPOについては前事業年度の報告書ですとか活動計算書などが登録NPOとしてそもそも必須な書類になっておりますので、新支援制度になりまして登録NPOという枠組みがなくなりますので、新たに基本的には申請時に団体の概要書ですとか、活動報告書なども必要な書類として考えております。

続きまして、下のほうの申請書記載項目についてというところについてご説明させていただきます。こちらのほうも申請書の様式の案なのですけれども、資料6-1になります。こちらのほうも合わせてご確認いただければと思います。こちらの資料5の表でご説明させていただきますと、まず審査基準に照らした記載項目の整理。②のところでは類似項目・文言の整理統合、③番のところでは目的、内容、効果、展望などちょっと順番がわかるような形で申請書の記載順番を整理するような形で考えさせていただきました。

左側のほうが現在のNPO活動資金助成のこちらのほうは申請書の記載等の順番になっております。左側の実績ですとか内容というところは、事務局のほうで項目出しとして出させていただいた案となっております。

右側のほうの単独事業のほうですが、基本的には順番をわかりやすいような形でソートさせていただくのと合わせまして、追加したようなところが②のところの地域課題・社会的課題のところを追加しているような形になっております。

ちょっと資料6-1のところでご説明させていただければと思いますので、資料6-1のほうをごらんください。1枚目は頭紙になっておりますので2枚目以降になります。こちらのほうで赤字のところは記載例になっておりまして、四角の点線の枠組みのところは記載の説明、こういうふうに記載してくださいという説明書きになっております。

①の事業目的・概要のところですが、当初NPO活動資金助成の申請書にはこういった概要の欄がありませんでしたので、大枠として概要を記載していただくのと合わせて事業目的も記載していただくような形になっております。

②の地域課題・社会的課題のところですが、こちらにつきましても当初区民ニーズというところの記載を求められていたのですけれども、具体的にどのような地域課題のことがあるのかというところを記載していただければと考えております。

また、米印のところでも書いてありますとおりアンケートとか統計資料などもこちらのほうの記載欄に記載していただくような形を今までとっておりましたけれども、基本的にちょっとそのような統計資料ですとか表などがこの欄に全部詰め込まれると、ちょっと申請書としてわかりにくくなってしまうかなと思いますので、原則として別添資料でそういった統計資料などは添付していただくような形で整理させていただければというふうに考えております。

③、④につきましては、これまでありましたとおり助成実績ですとかを記載していただくような形です。

⑤の活動内容のところですが、こちらのほうで㊦の年間スケジュール（別紙「工程表」）とありますが、こちらの工程表のほうは資料6-4になっております。当初のNPO活動資金助成の申請書ですと、スケジュールの欄の中で任意に記載していただくような形だったので、こちらの別添工程表である程度事業の流れとかそういったものがわかるような形で整理していただいたほうが内容としてわかりやすいと思いますし、実際に事業が採択後実施されているかどうかの確認についても、こちらのほうの工程表をもとに確認するのが適切かなと思ひまして別添資料で提出するような形がよろしいのかなというふうに考えております。

続きまして、㊧のイベントや会議等の開催予定、こちらにつきましても基本的に今までと同じですが、事業の内容を具体的に記載していただくような形になっております。記載例に書いてありますとおりいつ、どこで、だれになどを記載例のところでも詳しく書くなどして、団体さんには申請時にわかりやすくこのように書いてくださいという情報を示させていただこうと思ひております。

1枚おめくりいただきまして、㊨の広報活動のところですが、こちらのほうがちょっと別添で目出しさせていただいたのですけれども、二次審査の委員の質問の際などにも広報の点ですとかよく質問されるような項目になっているかと思ひますので、その辺の

ところにつきましては別紙というか、見出しで記載していただくような形がよろしいのではないかと考えました。

⑥番のところの執行体制につきましては、スタッフ等の人数につきましてはこれまでも記載してありましたが、④の安全対策につきましてもこの辺も助成事業として実施される上では重要な視点になるのかなと思いますので、目出しで記載していただくような形を想定しております。

⑦の期待される成果につきましては、こちらのほうが②のほうで区民や地域への成果・効果、④のほうで現状や課題に対する成果・効果。こちらの④のところにつきましては、先ほどの②のところの地域課題・社会的課題のとらえ方に対してどのような成果・効果が見込まれるかというところに基づいて対比してわかりやすく記載していただくような形を考えております。

⑧の先駆性・専門性につきましては、団体としてどのような先駆性・専門性があるかというところを記載していただきたいと考えております。

⑨の事業の今後の展望につきましては、こちらのほうが同一事業のほうが3回までとなっておりますので、今後の資金確保に向けた取り組みですとか、資金計画を記載していただくような欄になっております。

申請書の記載項目としては以上になりますが、すみません、1枚またおめくりいただきましてこちらのほうが予算書になります。ちょっと青字で記載させていただいております項目につきましては、本日はないですけれども、今後ちょっとご検討いただきたいところとして明示させていただきました。その他諸経費の一番下のところで書籍、1,000円。こちらのほうがファンドレイジングにかかる経費というところで、以前委員のほうからご検討いただきたい内容としてありましたとおりの割合ですとか、幾らまでの上限額というところを今後検討していただければと思っております。

また、おめくりいただきまして、こちらのほうが事務局からのご検討いただきたい内容なのですけれども、謝礼と人件費のところ。謝礼のところにつきましては、今まで特に区のほうから基準などは設定していなかったのですけれども、ほかの助成制度を見ると、区の謝礼の基準などに準拠して実施していただきなどありますので、その辺のところの項目を入れたらどうかということで上げております。

⑥のところにつきましては、ここが先ほどありましたとおりの時間単価1,000円、1日4,000円で20%以内という制限があったのですけれども、団体の担い手の育成と

いう視点から、今後地域課題の解決という視点に移っていきますので、この辺の人件費の割合ですとか上限額のところを今後検討していければというふうに考えております。

以上、事務局案の単独事業の申請書の事務局案についてご説明させていただきました。

ちょっと長くなりますけれども、続きまして、区との協働事業のほうの申請書になります。こちらは資料5のほうの右側のほうの列になります。まず、必要書類についてですが、こちらのほうは基本的には協働事業提案制度を基準としたような形で様式がなっているものと考えております。

ちょっとこの後の申請書の事務局案のほうでたたき台を提示させていただきましたが、④の工程表、こちらは先ほどと同じですけれども、③の協働事業計画書、こちらにつきましては単年度ごとの目的・内容・指標などをちょっと一元化してわかりやすく内容の資料を添付するような形で考えております。

下のほうのこちらのほうが企画書記載項目についてということであるのですが6-2、こちらのほうが事務局の案となっております。基本的には単独事業のほうと整理の仕方としては同様に考えております。審査基準に照らし合わせた記載項目の整理ですとか、類次項目・文言の整理。あとは申請書の事業の順番に応じて申請書の記載項目をソートさせていただいております。

あと、こちらにはないですけれども、単独事業と文言等が同一で使えるものについては、ある程度申請書の様式というものも統一したほうがよろしいのではないかと思います、単独事業と区との協働事業、基本的には同じような書き方ができるような申請書を考えております。

続きまして、企画書の事務局案のほうについてご説明させていただきます。こちらについては資料6-2と6-3をごらんください。

まず、6-2の協働事業提案企画書につきましては、こちらのほうが基本的に区との協働事業は原則ではないですけれども3年間、最長3年間まで事業を実施することができますので、こちらの6-2の企画書については3年間の事業目的ですとか活動内容を踏まえた企画書を記載していただきたいというふうに考えております。別で単年度ごと、1年目、2年目、3年目の単年度ごとの事業の内容ですとか目的などは資料6-3、協働事業計画書のほうに別で書いていただくような形のほうが整理としてしやすいのかというふうに考えております。

6-2のほうからご説明させていただきます。①の事業目的・概要については単独事業

と同様で、事業の目的ですとか概要を記載していただいております。

②のところにつきましても、単独事業と同様になっております。書き方としましても同様のところで、統計資料などは別添の様式で添付していただくような形になっております。

③の活動内容につきまして、こちらが今まで協働事業提案制度ですと1年目の活動内容が中心に書かれていましたが、基本的にはこちらについては3年間分の活動内容をある程度整理して記載していただくことを考えております。

また、説明にも書いてありますとおり年度ごとの事業詳細につきましては資料6-3の計画書に記載していただきたいと考えております。

実行体制につきましては、こちらのほうは3のところですが、区との協働事業について、他の団体ですとか地域との連携も想定されておりますので、そのようなものを想定されている場合こちらの欄に記載していただきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、⑤の協働の必要性。こちらは単独事業にはないのですが、先ほどの審査基準のところにもありましたとおり協働が必要な理由ですとか期待できる効果などについて記載していただきたいと思っております。

⑥の期待される効果、こちらにつきましては区民や地域への効果と2番の現状や課題に対する効果。事業、こちらは3年間ですので、目標でどのような効果が期待できるのかというところを記載していただきたいと思っております。

⑦のところ団体について、先ほど審査基準のところでも出てきましたとおり団体の審査というところもある程度必要になってくるかと思っておりますので、そちらについてはちょっと見出しで項目を分けさせていただいて、団体についてという一通りの項目を設けております。1番の課題解決の方法の先駆性、2番の事業を実施する上での団体の強み、3番の資金確保に向けた取り組みについてというところで目出しさせていただいております。

それ以外の団体の収支状況ですとかは、添付の活動報告書ですとか貸借対照表などでご検討いただくような形になっております。

資料6の参考の資料6-3について簡単にご説明させていただきます。こちらのほうが左から実施1年目、真ん中が2年目、右が3年目となっております。

記載内容としましては事業の内容、実行体制、事業効果、最後に提案事業終了後の事業の展望となっております。

事業の内容につきましては、こちらについては1年ごとの事業の内容を記載していただきたいと思っております。実施スケジュール、工程表1とありますが、こちらも単独事業と同じ

ように6-4の様式を用いまして事業ごとにどのようなスケジュールで進めていくのかというものを別紙でつけていただきたいということを考えております。

基本的に1年目、2年目、3年目で整理していただきまして、今までの評価でもありましたとおり3年間で事業目標というものが設定されていてもなかなか単年度ごとの進捗というか、事業目標というところが見えにくいというところもあって、その単年度ごとの成果の達成状況というところがちょっと見えにくいのかなというふうに考えております。

ですので、申請の段階から1年ごとの目標というか、途中での目標というものをきちんと設定していただきまして、それに対しての成果を申請の段階から掲げるような形にしたいと思ひまして、年度ごとに事業計画は分けさせていただきました。

あと1年目から3年目まで分けることでそれぞれの推移ですとかわかりやすくなるのかというふうに考えております。

申請書の検討案については以上になります。

久塚座長 やっぱり見直しということで大きな柱立てとしては単独事業と協働のほうに分ける気持ちとあと関連させる気持ちをとということと、それに合わせて評価の項目と評価基準だとか、あるいはこちらが評価する際に評価しやすくなるように相手方に求めていくということで整理されたということだと思う。

これについてのご意見と成案を得るといふことで言うとなつ、10月13日だと思ふのですけれども、手続はどうなるかといふのをちよつと教えていただけませんか。

事務局 様式自体が規則様式になっておりまして、できれば年内ぐらひには上げたいといふこともありますので、できれば10月の次の回のときにはある程度詰めた形で案ができればといふふうには思つております。

久塚座長 それは様式だよな。それから、先ほど結構ご意見が出た事柄があります、審査の項目など。13日にもう1回やつてよろしいのですか。

事務局 審査基準は大丈夫です。

久塚座長 はい。では、きょうはあと資料が残つているのがありますよね。

事務局 資料7が、評価について残つております。簡単にご説明だけさせていただきます。

資料7の事務局の考え方といふところで案を書かせていただいた形になります。協働事業の評価方法についてといふところで前回の評価のスケジュールのご説明、ご検討いただきましたが、こちらのほうについて再度ご検討いただければと思つております。

左側が現行スケジュールで右側が改正案となっております、左のほうの太い青字の①の事前確認書とありますが、こちらのほうの上の吹き出しの赤字になっているところが課題です。自己点検とか相互検証をしていただけていない中で、当該年度の事前確認、事業計画などをつくるのは順番がどうなのかなというところが課題になっております。

また、自己点検シート、相互検証シート、⑤番、⑥番とありますが、こちらのほうが赤字のとおり計画、実施、効果、今後というところで評価、点検いただけていますが、計画づくりとか実施というところがいつの時点での点検なのかというところがちょっと不明確になっているところがあります。相互検証につきましても同様です。

そのような点を踏まえまして、改正案としまして点検の順番というものを整理させていただくのはどうかというふうな形で案を出させていただきました。案としましては年末、12月ごろに自己点検、これがあくまでも実施団体・事業課のほうで計画、実施、効果についての自己点検。それを踏まえまして3月ぐらいまでの間に団体と担当課のほうで相互検証をしていただいて、その検証を踏まえた結果を事業計画シート、こちらは新しく事前確認書から変わることを想定していますが、それをおのおの検証していただいた結果を踏まえて、実施年度の計画をつくり上げるような形に整理させていただければというふうに考えております。

今申しあげました主な変更点というところが、黄色い四角の枠組みで書いてあるような資料になっています。これに基づきまして評価の資料というところにちょっと変わってくところが3番の事業評価資料になっております。真ん中の改正案というところで事業計画シート、先ほど申しあげましたとおり今までですと経年での事業の移り変わりというところがちょっと見えにくいのかなというところもありまして、当初の提案時からの変更内容ですとか、経年の事業目標などを一元的に管理できるシートを作成するような形を考えております。

こちらが先ほどの提案の審査報告書の事業計画書とリンクするような形で移り変わりがわかるような形で新しく書式を整理できればというふうに考えております。

駆け足になりましたが以上です。

久塚座長 そのほかの連絡事項とかがあれば先にやってもらったほうがいい。次回の開催予定でよろしいですか。それも含めて。

事務局 次回の今週日曜日、事業視察をよろしく願いいたします。先ほど机上に通知のほうを配らせていただきました。10時10分集合ということで榎町地域センターの入

り口近辺で集合ということでよろしくお願いいたします。

当日の視察スケジュールや簡単な流れにつきましても、別途A4の資料をご用意させていただいておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

それから、次回の予定を先にお話ししてしまったのですが、その前にこの視察が始まりますので、その1年目の評価の資料のほうをすみません、参考資料ということで平成29年度協働事業の検証及び評価の実施方法についてという資料をホッチキスどめのものをご用意させていただいておりました。こちらきょうご説明をさせていただこうと思っていたのですが、ちょっとお時間のほうがないので後ほどごらんいただければと思います。

3年目の評価と同じ流れになりますけれども、評価の項目の中でその途中の評価になりますので、結果とか効果の部分の着眼点が抜けているというか、そういったものがないような様式になっておりますので、その点だけご注意くださいと思います。

それから、すみません、この実施方法についてが一番後ろにスケジュールをつけさせていただいておりますけれども、1月の中旬に協働支援会議を開催しまして、本日と同じように区長のほうに報告書を提出させていただくのですが、その日程のほうが決まりましたので合わせてお知らせをさせていただきます。1月26日の金曜日、午後になります。1時半からを予定しております。区長への報告が終わりましたら本日と同じようにその後、支援会議を開催させていただきますので、終了は4時まででお願いしたいと思っております。

後ほど日程を入れた日程表のほうを送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回は10月13日がヒアリングという形になっておりますのでよろしくお願いいたします。1年目事業の評価のヒアリングでございます。

久塚座長 あと先ほどずっと説明してくれたものの検討というのはどうするかということをお願いします。

事務局 本日いただいたご意見も踏まえて次回の会議にご提示させていただければと思うのですが、申請様式とかのところはご意見いただく機会がなかったので、メール等でお手数なのですが、事務局案についてご検討いただきたいとかご意見がありましたらお送りいただければと思っております。

次回の会議は10月13日ですので、2週間ぐらい、9月の22日ぐらいまでにご意見をいただければ、こちらのほうをまとめて集約させていただきますので、次回の会議で再

度ご検討していただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

久塚座長 ということから言って次回の会議は、ヒアリングのパートとこれのパートがあるというふうに理解しておいてください。

事務局 審査基準のところもまたご意見等、きょうの会議の中でご意見の漏れがありましたらご意見をいただければと思います。

久塚座長 そうですね。だからさっき勝山さんがあの様式のことだけ発言されたのだけれども、基準も含めても結構ですので意見を集約したいので出してください。ある程度反映したものが13日に出てくるという理解ですよね。逆に言うと事務局は姿が見えるような原案を13日に出してください。はい、では皆さんお疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —